

暫定ケアプラン作成にあたっての留意事項

1. 認定を受けていない状態で、サービスを導入する必要があるか十分検討を行うこと。
2. 認定結果が非該当になったり、想定した介護度より低くなることもあるので、介護サービスに要する費用が全額自己負担になる可能性があること等について、あらかじめ利用者・家族に十分説明を行うこと。また、要介護度により区分支給限度額が異なることから、必要最低限のサービスの導入にすること。
3. サービス事業者はどちらでも対応できるよう介護予防サービス、居宅介護サービス両方の指定を受けている事業所を選定をした方が、認定結果で利用者の全額自己負担になる事態を避けられる事を踏まえた計画作成、利用者への事業者選択への助言等必要な支援を行うこと。
4. 暫定ケアプランを作成する場合であっても運営基準に定められた一連の業務(アセスメント・モニタリング・担当者会議等)を行うこと。
5. 総合事業サービスのみの場合の介護予防ケアマネジメントについてはセルフプランの取り扱いはないため注意すること。
6. 確定ケアプランの作成にあたって、暫定ケアプランにおけるサービス担当者会議で、見込みの介護度が出た場合、当該居宅サービス計画の変更がないことが検討されていれば、(ケアプランの軽微な変更として)あらためてサービス担当者会議を開く必要性等検討した結果、不要と判断し省略した場合は、省略した行為や判断の内容等を、支援経過記録に記録すること。また、速やかに利用者・家族への説明及び同意を経て、利用者及び担当者へ交付する。

なお、報酬については、認定結果後にまとめて請求する(認定結果が月をまたぐ場合は、月遅れの請求となる)。

*** セルフプラン扱いになる場合は給付管理の関係上、速やかに給付認定係(87-6022)へ連絡すること**

★★★

「届出」と「ケアマネジメントの一連の行為」がない場合はセルフプラン扱いとなり、総合事業においてはサービス事業所の事業費の請求も不可となる場合もあるので、認定結果が要介護・要支援のどちらになるか見込みがつかない場合は、どちらにも対応できるよう双方の「届出」と「ケアマネジメントの一連の行為(包括・居宅の双方で実施 or 委託を受けた居宅で実施)」を行うことで、セルフプラン扱い(支援費の請求不可・サービス事業所のみ請求可)等は避けられます。

令和7年3月18日 令和6年度石垣市集団指導